

副市長就任あいさつ

4月1日付けで副市長に就任いたしました鶴澤広司でございます。

誠に身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

この八街市を、より愛着のもてる住みやすい街とするために、千葉県職員としてこれまで培ってきた経験を活かし、北村市長のもと、皆さまのご期待に応えられるよう、誠心誠意、努力をしてまいります。

何とぞ、皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。



副市長 鶴澤 広司

副市長退任あいさつ

このたび、3月31日付けをもちまして、副市長の職を退任いたしました。

平成28年4月の就任以来、2年間でございますが、北村市長のもとで市民の皆さまが八街市に住んでよかったですと思っていただけるようなまちづくりに邁進してまいりました。

在職期間中、市民の皆さまはじめ、多くの皆さまからの温かいご指導、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからは千葉県職員として、微力ではございますが、八街市のまちづくりに何らかの形で力になればと考えておりますので、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、市民の皆さまに深甚なる感謝を申し上げるとともに、本市の益々の発展と市民の皆さまのご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。



副市長 松澤 英雄

市・県民税を公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上の公的年金を受給される方で、市・県民税(住民税)の納税義務がある場合、公的年金部分の住民税は、公的年金から天引きをして納付(特別徴収)することと定めています。

公的年金からの特別徴収の回数には6回です。前年度の特例徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を、4月・

6月・8月(3回)で仮徴収し、平成30年度の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、残額を10月・12月・2月(3回)に分割して天引き(本徴収)します。平成30年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃送付を予定しております。

平成30年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己資産が記載された部分を確認できたり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限

平成31年3月31日(日) (土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (日曜開庁日は午後5時まで)

閲覧場所

課税課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについて確認

縦覧制度の趣旨を逸脱することや縦覧申請には、応じることができません。

このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。

※土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。

縦覧制度の趣旨を逸脱することや縦覧申請には、応じることができません。

縦覧期限

5月1日(火) (土曜・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所

課税課

手数料や持参するものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

課税課 443-1116

国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生の方には、学生納付特例制度があります。

この制度は、学生の方の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。(毎年申請が必要となります)

申請方法

① 昨年からの制度を受けていて、引き続き学生で「日本年金機構東京広域事務センター」から申請書のはがきが届いている方は、日本年金機構

東京広域事務センターにはがきを送付してください。

② 今年から学生納付特例の申請をする方、昨年に引き続き学生の方ではがきが届いていない方は、住所登録のある市役所国民年金担当窓口で申請してください。

その際、年金手帳・印鑑・学生証の両面コピーまたは在学証明書をご持参ください。

国民年金課 443-1139

国民年金保険料の改定と前納納付のお知らせ

国民年金保険料の改定

国民年金保険料は毎年度改定されますが、平成30年度は前年度より150円引き下げられ、月額16340円となります。

(納付書の送付については、事前に申し込みが必要です)

口座振替も5月1日(火)になります。

前納納付すると割引されます

○1年度分前納の割引 3480円

○2年度分前納の割引 (口座振替 4110円) 14420円 (口座振替 15650円)

○1年度分の前納 4月1日(火)までに、金融機関

またはコンビニエンスストアで納めていただきます。

口座振替も5月1日(火)になります。

○2年度分の前納 4月～翌々年3月の保険料を5月1日(火)までに、金融機関で納めていただきます。

○2年度分の前納 4月～翌々年3月の保険料を5月1日(火)までに、金融機関で納めていただきます。

※国保年金課また市役所内の千葉銀行八街支店八街市役所派出所では国民年金保険料は納められません。

※1年・2年度分の前納納付の口座振替手続きを今からされるも翌年度分からはなりません。

幕張年金事務所 212-8621